

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	予防規程の変更命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 1 4 条の 2 第 3 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>変更命令は、認可を受けた予防規程が、その後の事情の変更等によって消防法第 1 0 条第 3 項の技術上の基準に適合しなくなったとき、その他火災の予防上適当でなくなったと認められるときに行うものとする。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2 0